

令和5年7月21日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故～

北海道開発局は、戸沼岩崎建設株式会社が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことから、指名停止2週間の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当)

戸沼岩崎建設株式会社及び同社従業員は、令和4年9月5日に福島町内で施工した一般工事において、使用機材回収作業の際、安全管理の措置が不適切であったために二次下請業者の作業員が墜落し死亡する事故を発生させたことから、令和5年7月7日に函館簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
戸沼岩崎建設株式会社	函館市湯川町2丁目21番2号

2. 指名停止措置期間：令和5年7月21日～令和5年8月3日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝 (内線 5490)

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩 (内線 5482)

事業振興部 工事管理課 上席専門官 沼下 義輝 (内線 5499)



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>